

① 事務局に問い合わせ

メール・電話・FAXにて事務局にお問い合わせください。
雇用管理研修会 開催申込書を送付ください。

※相談・お申込みから5日以内にご連絡いたします。



② 地域アドバイザーとの打ち合わせ

オンライン等を活用し、研修会講師を務める地域アドバイザーとの打ち合わせで、具体的な内容を決定します。



③ 研修会実施

研修打ち合わせの内容に沿って研修会の開催と、個別相談会を行い、参加者にはアンケートに回答をいただきます。



雇用管理研修会の日程や担当講師、個別相談の情報等は、
下記のオンラインメディアやリーフレットにて、随時発信します！



令和6年度 農業雇用改善推進事業の
公式サイトはURLやQRコードより
アクセスください。

<https://teichaku.mhlw.go.jp/>



農林業職場定着支援事業(農業雇用改善推進事業) 運営事務局



株式会社 農協観光 地域共創事業課
(担当：前場・佐藤)

〒100-6826
東京都千代田区大手町1-3-1
JAビル26階

TEL：03-6436-8990
FAX：03-3213-1072
E-mail：koyoukaizen.ntour@gmail.com

厚生労働省 令和6年度 農林業職場定着支援事業

農業雇用改善推進事業

農業経営体の皆様に向けた人材確保・定着支援事業がスタートしました！



本事業は農業の雇用管理改善について、以下を実施する事業です。

- 雇用管理研修会の開催
- 個別相談会の開催
- 雇用管理改善モデル事例集の発行
- 定期刊行物（農業雇用便り）の発行
- 社会保険労務士等の訪問によるアドバイス
- 電話・メール・FAXによる相談対応

農業雇用改善推進事業は、農業法人、法人化を目指す農業経営体及び農業への参入を図る農業経営体を除く法人に対して、雇用管理の改善のための支援や啓発等を行い農業への就職及び職場定着を促進し、雇用による農業従事者の確保を図ることを目的に、平成21年度から継続して実施しております。

今年度事業の実施にあたり、関係機関の皆様とより一体的に推進を図ることで、全国の農業経営体の皆様のサステナブル経営に向けて、担い手確保や人材育成等の観点から支援して参りたく存じます。
つきましては日頃よりご支援をなさっている皆様のご理解ご協力の程を何卒よろしくお願い申し上げます。

農事組合法人で集落営農を行っています。組合員には、農作業の対価として従事分量配当で報酬を支払っています。その場合、組合員が労災に加入することができるのでしょうか？

<回答>

従事分量配当を受ける農事組合法人の組合員は、原則として労災保険の一般加入の対象外ですが、特別加入制度を利用することで労災加入が可能です。ただし、特別加入団体を経由しての加入や、労働保険事務組合への委託など所定の要件を満たす必要があります。

1. はじめに

農事組合法人における組合員への報酬支払いについて、従事分量配当制、すなわち、農事組合法人の組合員がその事業に従事した程度に応じて剰余金の配当受け取る制度を採用されているケースが多く見られます。

このような場合の労災保険の適用については、一般の従業員や、同じ農事組合法人であっても、確定賃金制で報酬を支払う場合とは異なる扱いとなりますので、本稿では、従事分量配当制組合員の労災保険加入の可否とその要件について解説いたします。

2. 従事分量配当と労働者性の関係

農事組合法人の組合員や集落営農組織の構成員は、たとえ時間当たりいくらという形で「賃金」を受けていたとしても、それは農事組合法人等への従事分量に応じた利益の分配の性格のものであり、「労働の対償としての報酬」である賃金ではありません。

したがって、農事組合法人等の構成員は一般に当該団体との雇用関係は認められず、原則として労働基準法上の労働者には該当せず、通常の労災保険の被保険者とはなりません。

ただし、確定賃金制の農事組合法人等の構成員については、以下のような観点から明確な雇用関係がある、すなわち労働基準法上の労働者として扱っても差し支えないとされています。

- ・当該団体の一体的な指揮監督を受けて常時従事している
- ・明確な賃金が支給されている
- ・労働者名簿、賃金台帳が整備されている
- ・給与に係る所得税の源泉徴収が行われている

表1 農業の労災保険

	個人事業	農事組合法人		株式会社・ 合同会社等
		従事分量配当	確定賃金制	
個人事業主、 農事組合法人の代表理事、 代表取締役 等	特別加入			
農事組合法人の組合員 (出資者)				
農事組合法人の組合員 (非出資者)、 従業員	5人以上:強制適用 5人未満:任意適用(※)	強制適用		

※事業主が特別加入する場合には強制適用

◆本号のQ&Aの担当講師 ご紹介



<プロフィール>
社会保険労務士事務所エヴァーグリーン代表。社会保険労務士。SRアップ21会員、NPO法人オルタナティブ・アグリサポート・プロジェクト理事。耕種農業や酪農業の顧問先に対し日々の労務管理の支援を行う傍ら、農業者を対象とした労務管理セミナーなどの活動も行う。令和5年度より、中小企業庁北海道よろず支援拠点コーディネーターとして経営相談に従事。

社会保険労務士事務所エヴァーグリーン
代表 荻谷 洋先生

3. 労災保険の特別加入制度

前項のとおり、従事分量配当制の農事組合法人等の構成員については、通常の労災保険の被保険者とはなりません。このような場合であっても、労災保険への加入が全く認められないわけではありません。労災保険法では「特別加入制度」が設けられており、この制度を利用することで、農事組合法人の組合員であっても労災保険に加入し、一般労働者と同じ保険給付を受けることが可能です。

農業者のための特別加入制度には3つの区分があります。

- (1) **特定農作業従事者**
主に畜産・果樹・園芸農家向け（規模要件あり）、指定された5つの作業のいずれかを行う人
- (2) **指定農業機械作業従事者**
主に米・麦・大豆など土地利用型農業者向け、指定された農業機械（トラクター、コンバイン、田植機など）を使用して農作業を行う人
- (3) **中小事業主**
年間のうち100日以上従業員を雇用する個人事業主や法人役員等、および同居の家族従事者（例外あり）

特別加入の手続きは、(1) (2) は特別加入団体を通して加入、(3) は労働保険事務組合に労災保険・雇用保険の事務処理を委託する必要があります。お近くのJ Aや県中央会が特別加入団体や労働保険事務組合になっていることが多いのでご相談ください。

保険料の算定基礎となる給付基礎日額は、3,500円から25,000円の範囲内で決定することができます。この給付基礎日額は、従事分量配当の額を参考にしつつ、組合員の農作業従事の実態に応じて適切な金額を設定することが望ましいでしょう。

また、特別加入した場合の保険給付の対象となる範囲は、農作業及びこれに直接附帯する行為によって被った災害に限定されます。具体的には、農作業中の事故や熱中症、農業用機械による負傷などが対象となりますが、組合の会議への出席中の事故などは対象外となる点に注意が必要です。

【参考資料：農業者のための特別加入制度のしおり
（厚生労働省リーフレット）】



4. まとめ

従事分量配当を受ける農事組合法人の組合員は、労災保険の特別加入制度を利用することで、労災保険による補償を受けることが可能です。

ただし、加入にあたっては特別加入団体を通じての加入申請や労働保険事務組合への委託が必要となるほか、補償の対象となる範囲も限定されます。農作業には様々な危険が伴いますので、組合員の安全と補償の確保という観点から、特別加入制度の活用をご検討いただくことをお勧めいたします。